

鳥取県労働委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月25日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

鳥取県労働委員会規則第1号

鳥取県労働委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成17年鳥取県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（総会の招集）</p> <p>第2条 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。</p>	<p>（総会の招集）</p> <p>第2条 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。